

## 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的事項（案）

【第2回廃棄物ワーキング資料4の一部修正等の確認】

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項について、以下の点を修正する。

- 2つ目の事項については、基本的な考え方の「産業廃棄物の資源としての再利用の促進」を反映する意図で「環境保全への取組等に加え」との表現を記載していたが、「適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績」に類似することから、当該表現を削除し、「適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績」に「等」を加えることで表現の整理を行うこととする。
- 3つ目の事項については、以下の環境配慮契約法基本方針の総括的な記述と重複があったことから削除することとする。

『「1. 温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本的方向」の「(2) 環境配慮契約の推進に関する基本的考え方 調達に当たっての要求性能等を定める際には、行政目的等も踏まえて必要十分かつ明確なものとし、契約に係る情報の公開に努めるものとする。また、要求要件、評価方法、契約手続等を定める際その他の契約の実施の際には、中小企業者が不当に不利にならないようにする等公正な競争の確保に留意するものとする。」』

### (2) 産業廃棄物の処理に係る契約

産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。

産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格と事業者の環境負荷低減に向けた取組等を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた者と契約を締結する。

事業者の環境負荷低減に向けた取組等に関しては、温室効果ガス等の排出削減、~~環境保全への取組等に加え~~、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等について考慮するものとする。

個別の入札の具体的な条件については、委託する産業廃棄物処理の特性を踏まえつつ、調達者において設定するものとし、~~必要以上に入札を制限することがないように留意するものとする。~~

参考（基本方針の新旧対照）

改 定 案	現 行
<p>4．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p><u>(1) 建築物に関する契約</u>            建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p><u>(2) 産業廃棄物の処理に係る契約</u>            産業廃棄物の処理に係る契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>産業廃棄物の処理に係る契約のうち、入札に付する契約の締結に当たっては、入札価格と事業者の環境負荷低減に向けた取組等を総合的に評価し、その結果がもっとも優れた者と契約を締結する。</u></li> <li>・<u>事業者の環境負荷低減に向けた取組等に関しては、温室効果ガス等の排出削減、適正な産業廃棄物処理の実施に関する能力や実績等について考慮するものとする。</u></li> <li>・<u>個別の入札の具体的な条件については、処理する産業廃棄物の特性を踏まえ、調達者において設定するものとする。</u></li> </ul>	<p>4．建築物に関する契約その他国及び独立行政法人等の契約であって、上記2及び3に掲げる契約以外のものにおける温室効果ガス等の排出の削減に関する基本的事項</p> <p style="text-align: center;">建築物に関する契約に関する基本的事項は以下のとおりとする。</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

(下線部分は改正部分)